

第 15 回教育委員会

令和 2 年 11 月 10 日
午 後 3 時 30 分
大阪市保育・幼児教育センター

案 件

議案第103号 審査請求に対する裁決案について

(案)

大市教委第 号

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

処 分 庁 大阪市教育委員会

審査請求人が平成 31 年 4 月 20 日に提起した処分庁による大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づく部分公開決定（決定通知書の文書番号：平成 31 年 4 月 3 日付け大市教委第 309 号。以下「本件決定」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

1 公開請求

審査請求人は平成 31 年 3 月 20 日、条例第 5 条に基づき、処分庁に対し、「平成 31 年度大阪市教育委員会事務局指導部非常勤嘱託職員（インクルーシブ教育推進スタッフ）選考に係る全ての裏議書、選考規程・基準等、選考会議録、面接事項の設定理由と面接の評価基準、受験申込書記載事項の評価基準等、実務経験の評価基準等、全ての行政（公文）書（選考の公平・公正を担保する基準・規程等の文書を含む）」を求める公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

処分庁は、本件請求に係る公文書を「平成 31 年度大阪市教育委員会事務局指導部非常勤嘱託職員（インクルーシブ教育推進スタッフ）募集について（平成 30 年 12 月 27 日決裁）」、「平成 31 年度大阪市教育委員会事務局指導部非常勤嘱託職員（インクルーシブ教育推進スタッフ）採用選考試験（面接）実施について（平成 31 年 1 月 29 日決裁）」及び「平成 31 年度大阪市教育委員会事務局指導部非常勤嘱託職員（インクルーシブ教育推進スタッフ）選考試験結果について（平成 31 年 2 月 5 日決裁）」（以下「本件文書」という。）と特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき、「（1）受験者の氏名、得点（2）面接の評価項目（3）面接官の役職・氏名」を公開しない理由を次のとおり付して、本件決定を行つた。

記

条例第7条第1号に該当

(説明)

公開しないこととした部分のうち(1)については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

条例第7条第5号に該当

(説明)

公開しないこととした部分のうち(2)、(3)については、選考試験内容及び従事者に関する情報であって、公開することにより、現在募集中ならびに以降の同採用選考試験の公正な選考に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 審査請求

審査請求人は、平成31年4月20日、本件決定を不服として処分庁に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第1号に基づき本件審査請求を行った。

4 諒問

審査庁である大阪市教育委員会（以下「審査庁」という。）は、令和元年5月27日、条例第17条の規定に基づき、大阪市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件審査請求について諒問を行った。

5 答申

令和2年10月19日、審査会から審査庁に対し、「処分庁が、平成31年4月3日付け大市教委第309号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。」という旨の答申があった。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件決定のうち「(1)受験者の氏名、得点」を公開しないこととした部分を取消し、公開せよとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人は、平成31年度大阪市教育委員会事務局指導部非常勤嘱託職員（インクルーシブ教育推進スタッフ）に応募し、不採用となった。

本件公開請求の目的は、審査請求人がいかなる理由で不採用になったかを知ることが

目的であり、審査請求人の氏名、得点、及び受験者中の順位（選考結果）を公開しても、公開しないこととした部分の理由及び説明にあるような「特定の個人（他の受験者：審査請求人加筆）が識別されるもの」という可能性はなく、他の受験者たる個人の権利を審査請求人が知るすべはないので、他の受験者を害するおそれは全くない。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書において非公開とした情報について

本件文書は、処分庁における非常勤職員の採用選考を行った際の全ての決裁文書（募集、面接の実施、選考試験結果）である。

(2) 本件文書に対して本件決定を行った理由

ア 受験者の氏名について

氏名が受験番号と一緒に記載されているため受験者同士が知人である場合や学校関係者等の場合は、受験者の受験番号を知り得ることとなる場合が多いと考えられ、このような関係者から見ると、特定の受験者の合否が明らかとなってしまうことは容易に考えられ、氏名が開示されると、受験者個人の権利利益が害されるおそれがあるものと認められ、条例第7条第1号に該当するものである。

イ 受験者の得点について

得点についても受験番号と一緒に記載されているため、上記アと同様に受験者同士が知人である場合や学校関係者等の場合は、受験者の受験番号を知り得ることとなる場合が多いと考えられ、このような関係者から見ると、特定の受験者の得点が明らかとなってしまうことは容易に考えられ、当該得点が開示されると、受験者個人の権利利益が害されるおそれがあるものと認められ、条例第7条第1号に該当するものである。

理由

1 審査会の判断

令和2年10月19日付け大情審答申第481号をもって示された本件審査請求に対する審査会の判断は次のとおりである。

(1) 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定めの趣旨

を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

(2) 本件文書について

本件文書は、処分庁における非常勤職員の採用選考を行った際の決裁文書（募集、面接の実施、選考試験結果）である。

(3) 爭点

審査請求人は、本件文書で処分庁が公開しないこととした情報のうち、受験者の氏名及び得点（以下あわせて「本件非公開情報」という。）の公開を求めているのに対し、処分庁は、本件非公開情報が条例第7条第1号に該当するため非公開であると主張する。

したがって、本件審査請求の争点は、本件非公開情報の条例第7条第1号該当性である。

(4) 条例第7条第1号の基本的な考え方

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(5) 本件非公開情報の条例第7条第1号該当性について

ア 受験者の氏名の条例第7条第1号該当性について

本件非公開情報のうち受験者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第1号本文に該当し、また情報の性質上、ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

イ 受験者の得点の条例第7条第1号該当性について

処分庁は、受験者の得点は受験番号と一緒に並んで順に記載されているため、受験者同士が知人である場合や学校関係者等の場合は、受験者の受験番号を知り得ることとなる場合が多いと考えられ、このような関係者から見ると、特定の受験者の得点が明らかとなってしまうことは容易に考えられると主張している。

この点処分庁に確認すると、当該採用選考の受験者には特別支援学級の教員として勤務していた者も含まれており受験者同士が知人である可能性が高いところ、当該採用選考は受験番号順に控室から一人ずつ選考場所に呼び出されて受験する方法であり、控室には受験者が複数人同時に待機している状態であったことからすると、知り合いの受験者同士では相手の受験番号を知りえた可能性が高いとのことである。

以上を踏まえると、当該得点が公開されると、受験番号など関係者が知りうる他の情報と照合することにより特定の個人に係る得点が明らかになると認められることから、条例第7条第1号に本文に該当し、また情報の性質上、ただし書ア、イ、ウの

いずれにも該当しない。

(6) 審査会の結論

以上により、審査会としては本件決定は妥当であると判断した。

2 審査庁の判断

審査庁として慎重に検討した結果、答申と同様の結論に達した。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年 月 日

公印

審査庁

大阪市教育委員会教育長 山本 晋次

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁決の取り消しを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しや処分の訴えを提起することが認められる場合があります。

審査請求に対する裁決案について

概要

平成 31 年 3 月 20 日付けで請求人より「平成 31 年度大阪市教育委員会事務局指導部非常勤嘱託職員（インクルーシブ教育推進スタッフ）選考に係る関係書類」に関して公開請求があったことから、平成 31 年 4 月 3 日付けで教育委員会は、次の情報について公開しないこととし、部分公開の決定を行いました。

- (1) 受験者の氏名、得点
- (2) 面接の評価項目
- (3) 面接官の役職・氏名

公開しないこととした理由については、(1)については大阪市情報公開条例第 7 条第 1 号に該当し、(2)、(3)については大阪市情報公開条例第 7 条第 5 号に該当する情報であるためです。

その「部分公開」の決定に対し、請求人より教育委員会に対し、平成 31 年 4 月 20 日付けで「審査請求」がなされたことから、第三者機関である大阪市情報公開審査会に諮問を行ったところ、令和 2 年 10 月 19 日付けで「部分公開決定は妥当である。」との答申を受けました。

本件は、その答申の内容を踏まえ、審査庁として教育委員会が請求人に対し裁決を行うもので

「情報公開請求」

大阪市情報公開条例に基づき、市政運営の透明化等を図るため、市民等を問わず、誰もが本市の公文書の公開請求ができる制度

【決定の種類】

- ① 公開決定
- ② 部分公開決定 ※ ※個人情報など公開できない情報もあります。
- ③ 非公開決定 ※
- ④ 不存在による非公開決定

「審査請求」

行政庁が行った処分に関し、行政庁に不服を申し立てることができる制度（不服申立制度。国・地方共通）

教育委員会における審査請求の流れ ※第三者機関に諮問を行うもの

- ① 審査請求人からの申し立て（審査請求）

- ② 処分担当課から第3者機関（情報公開審査会）への諮問
- ③ 第3者機関からの答申
- ④ 処分担当課が裁決書を起案し、審査庁である教育委員会への諮問
- ⑤ 処分担当課より裁決書送付

【参考】 大阪市情報公開条例（抄）

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

第5条第1号ハに規定する公務員等並びに大阪市住宅供給公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2)～(4) 省略

(5) 本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 本市が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6)～(8) 省略